家庭等に対するＬＰガス価格高騰緊急対策事業
販売事業者向け資料
《令和８年７月分～令和９年３月分（令和８年度）》

※本資料では、制度の概要や申請手続き等について主だったものを掲載しています。詳しくは、補助金申請の手引き等をご覧ください。

国際情勢の影響によるエネルギー価格の高騰や為替の変動等により、様々な物価が高騰し、都民や事業者に影響をあたえています。中でも、ご家庭等でご利用頂いているLPガスについては、輸入価格の上昇等の影響により、小売価格が高止まりしています。

こうした背景のもと、東京都では、LPガスを利用する家庭等の負担軽減策として、販売事業者を通じて令和５年度から令和７年度に続き、現在、令和８年６月分（令和８年７月検針分）までを対象とする値引支援事業を行っています。

本事業の実施にあたり、販売事業者の皆様におかれましては、業務多忙の中、ご対応いただきましてありがとうございます。

この度、LPガスの小売価格は依然として高止まりしている状況を踏まえ、現在実施中の値引き支援の対象期間に引き続き、**令和８年７月から令和９年３月までの料金（令和８年８月～令和９年４月検針）**から値引きする事業を実施いたします。

申請手続は「メール申請、押印レス」で行えます

本事業の趣旨をご理解いただき、事業への参画について御協力賜りますよう何卒お願い申し上げます。

東京都環境局

次第

１　事業概要

２　事業内容

３　令和７年度事業との比較

４　申請手続き

５　（希望する場合）概算払い

６　〈参考〉消費税の取扱い

1　事業概要

事項	内容
支援対象	・都内でLPガスを使用する一般消費者等 （家庭用や飲食店等の業務用）
値引き額	・１世帯等あたり最大**４，５００**円（**税抜**） ※ 契約期間によらず一律です。 **※ 税込では、最大４，９５０円となります。** ※ 請求額を超える値引きはできません。
値引き時期	・令和８年８月検針～令和９年４月検針分から 合計で最大**４，５００**円（税抜）の値引き ※ 上記期間内での値引きの時期や金額は任意です。

〔各月の値引き額の例〕

※値引き額は税抜

	令和８年 ８月検針	９月検針	10月検針	11月検針	12月検針	令和９年 １月検針	２月検針	３月検針	４月検針
値引き額 （例①）	500円	500円	500円	500円	500円	500円	500円	500円	500円
値引き額 （例②）	4,500円	-	-	-	-	-	-	-	-
値引き額 （例③）	1,000円	1,000円	1,000円	1,500円	-	-	-	-	-

支援対象

都内でLPガスを使用する一般消費者等（家庭用や飲食店等の業務用）

※１　旧簡易ガス事業もLPガスの利用世帯であれば対象です。

※２　質量販売は、使用場所が東京都内に限定・定期的な契約・支援対象期間に１月単位で使用（検針・請求）していることがわかる場合に限ります。

※３　次の場合は、対象外となります。

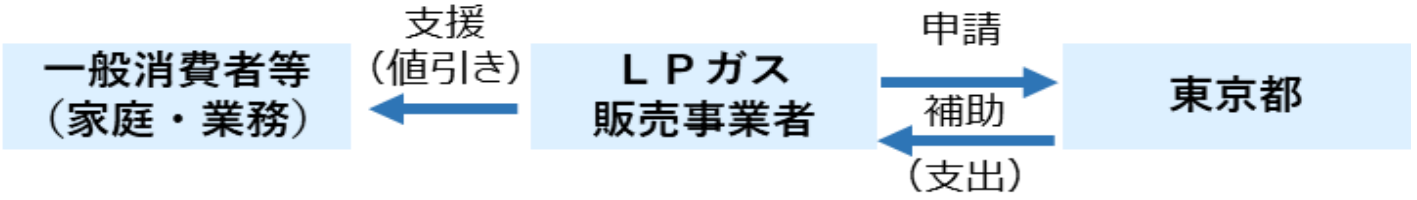
・工場等の生産現場での高圧ガス保安上の消費者

・国及び地方公共団体の庁舎等

■　事業スキーム

・ＬＰガス販売事業者を通じて一般消費者等に支援（値引き）を実施

・参画事業者に値引き分の原資や支援実施のための事務経費等を補助



■　補助対象経費

補助対象経費		補助内容及び交付額
支援の経費		減額の原資を補填 **交付額：１都内一般消費者等当たり最大4,500円（税抜）** **（契約期間によらず一律）**
事務経費	システム 改修等経費	システムの改修に要した費用及びサポート費用並びに事務処理等に要した外注費を支援 **交付額：16万円（上限）（税抜）**
	申請書類 作成等手数料	申請書類の作成等に要する事務経費を支援 **交付額：３万円（定額）**
	減額対応 手数料	支援した都内一般消費者等の総数（以下「世帯数」という。）に応じて確認作業等の事務経費を支援 **交付額：世帯数149以下の場合　３万円（定額）** **世帯数150以上の場合　1世帯当たり200円（上限280万円）**

【留意事項】

ア　共通事項
- 申請は、法人（本社）単位となります。
- 本交付額は、全て消費税及び地方消費税を除きます。

イ　システム改修等経費
- システム改修経費のほか、システム改修で対応できず、事務処理等を外注する場合の経費も対象となります。
- 東京都における本事業への対応に要する経費のみが対象となります。
  他自治体の事業への対応するための経費は認められません。
- 計上するシステム改修等経費の概要を、（報告時）交付申請の書式に記載する欄があります。
- 自社での改修等、外注を行っていない経費は、認められません。
- 補助対象になるか判断に迷う場合は、事前にご相談ください。
- メーカー等から発行される見積書・領収書には、本事業に要する経費であることが明記されていることが必要です。

《記載例》
- 「東京都家庭等に対するＬＰガス価格高騰緊急対策事業に係る●●費」
- 「東京都ＬＰガス値引き事業に係る●●費」
  ※「東京都」の文言は必須です。

ウ　減額対応手数料
都内一般消費者等の総数（世帯数）は、支援が完了した時点における全ての数を言います。

■　本事業の周知と値引き額の明示

①　事業の周知

・東京都が作成するチラシ※を一般消費者等に対して周知（郵送・ポストへの投函・メール・アプリ等）してください。※ＨＰに掲載
・各販売事業者の値引き時期等によって、適宜内容を修正いただいて構いません。

②　値引き額の明示等

・ＬＰガス料金の値引きを実施した際は、一般消費者等に対して、検針票や請求書、別紙等により、値引き額のほか、以下の記載例の内容を明示してください。

《値引き額の表示例》

	売上（税抜）	消費税
基本料金	１，６００円	１６０円
従量料金	４，５００円	４５０円
東京都値引き	△１，５００円	△１５０円
合計	４，６００円	４６０円

請求額（税込）	５，０６０円

《記載例》

・東京都の支援により、料金請求額から●●円が値引きされています。

※●円は適用される値引き額

■　事業実施（値引き）の確認

・実績報告の審査において、東京都が無作為に選んだ一般消費者等（最大10件程度）について、値引きの事実が確認できる検針票の写しや書類、システムの画像等の提出を依頼いたします。事前のご準備をお願いします。

【補足３】検針票提出例

区市町村名

黒塗

検針・請求書（例）

管理番号

○○市 [redacted]

様　1/1　(1-10010XXX-XXX-XXX)　担当　○○

検針のお知らせ（m³）

今回検針	2026年9月5日	213.1
前回検針	2026年8月5日	206.7
今回ご使用量		6.4
前回ご使用量		5.0
お支払い	現金	
お知らせ	東京都の事業によりガス料金が最大4,500円（税抜）値引されています。	

東京都の事業であることの明記

今月のガス料金（円）

基本料金	2,500
従量料金	3,300
（値引）	-4,500
設備料金	0
消費税等	130
今月のお買上額	1,430
繰越残高	0
合計ご請求額	**1,430円**

値引前の金額

値引額

値引後の金額

〒100-0000 東京都新宿区西新宿2-8-1
TEL 03-0000-0000
㈱　東京都庁ホームガス

3　令和７年度第三期事業との比較

■　事業内容

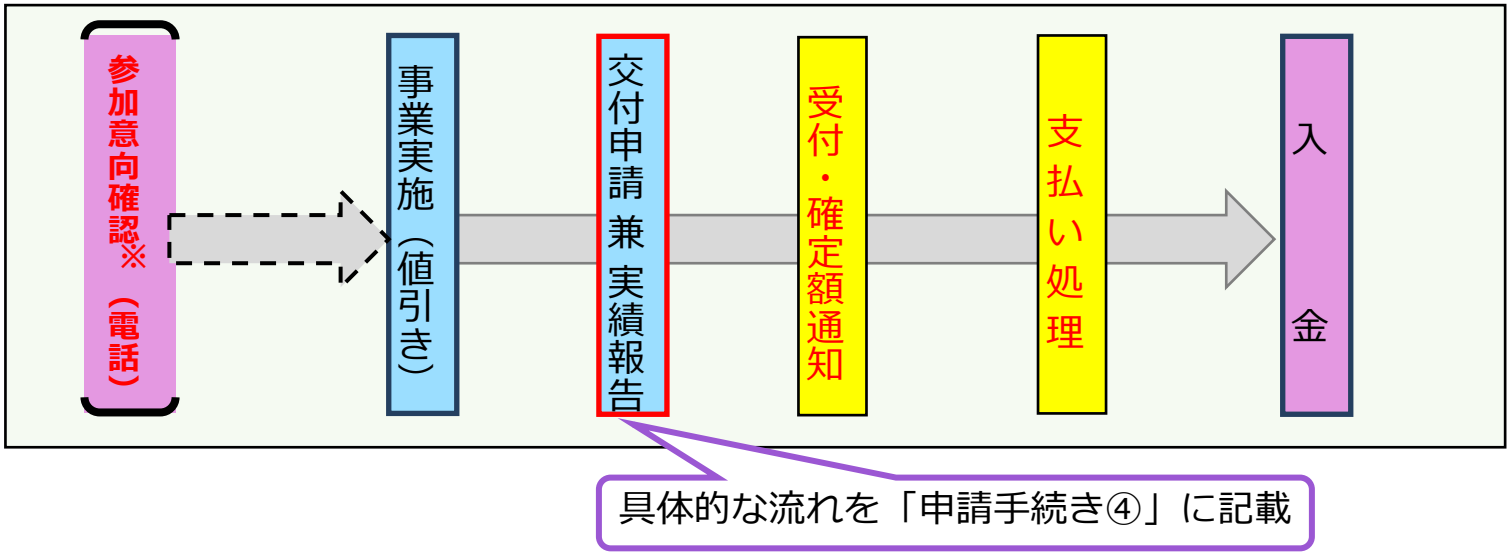
項目	令和７年度第三期事業	令和８年度事業
値引き額	最大３,０００円（税抜）／世帯等 ※契約期間によらず一律	最大４,５００円（税抜）／世帯等 ※契約期間によらず一律
値引き時期	対象期間内の値引き時期・金額は任意 例）ひと月で3,000円値引き　等	対象期間内の値引き時期・金額は任意 例）ひと月で4,500円値引き　等
事務経費の補助対象	①システムの改修等に係る経費 ②システムの代わりに値引き処理や表示等を外注する経費	（同左）

■　申請手続き

項目	令和７年度第三期事業	令和８年度事業
提出方法	押印レス・メール	（同左）
値引き実施前の手続き	不要 ※電話にて意向確認の場合あり	（同左）
請求書	提出不要	（同左）
添付書類	提出不要	（同左）
実績報告の記載内容	各世帯の値引きの合計額	（同左）
変更届出	原則不要 （額が1割以上増加する場合は要連絡）	（同左）

■　手続きの流れ

販売事業者　東京都



・事業開始前の参加申込書は不要です。
※電話にて参加意向の確認を取らせていただく場合があります。
※東京都からの電話がない場合でも、事業を開始していただいて構いません。
ご協力のほどお願いいたします。

■　提出時期・提出先

手続き	提出時期	提出先
交付申請 兼 実績報告	事業完了後、30日以内	東京都 （総合相談窓口）

※東京都の書類受付開始：**令和8年7月28日（火曜日）**

■　提出方法

・書類は**原則メールで提出**をお願いいたします。
・メールでの提出が困難な場合は、東京都ＬＰガス料金支援総合相談窓口にご相談ください。
　電子化のサポートを行っております。（次ページ参照）
・一部書類は郵送で提出が必要です。（P14,17参照）

■　宛先　電子データ送付先：lphojo03@section.metro.tokyo.jp

（@以前：エル・ピー・エイチ・オー・ジェイ・オー・ゼロ・サン）

★ご確認ください➡「03」が無い旧アドレス（lphojo@section.metro.tokyo.jp）は使用できなくなります！

電子メール件名「令和８年度【家庭等に対するLPガス価格高騰緊急対策事業（事業者名）】」

郵送物　〒１６３－８００１　新宿区西新宿２－８－１　都庁第二庁舎２０階
東京都環境局環境改善部環境保安課　東京都LP料金補助事業担当
「令和８年度家庭等に対するＬＰガス価格高騰緊急対策事業・補助金書類在中」

■　申請書類の様式等

都のホームページからダウンロードしてください。
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/safety/gas/lpgas/hojo07

【お問合せ先・事務処理サポート】

東京都ＬＰガス料金支援総合相談窓口
（一般社団法人東京都ＬＰガス協会）
〒160-0022　東京都新宿区新宿1丁目36-4 丁子屋ビル4階
ＴＥＬ：03-3355-3040

受付時間：月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く。）
９時００分～１２時００分、１３時００分～１７時００分

【電子データ化が困難な場合】※主に小規模事業者が対象
○　東京都ＬＰガス料金支援総合相談窓口（東京都ＬＰガス協会）で
　電子化のサポートを実施します。
○　申請書類一式を次の住所に送付してください。
○　電子化後、総合相談窓口から東京都等に書類等を転送します。
　〒160-0022　東京都新宿区新宿1丁目36-4 丁子屋ビル4階
　一般社団法人東京都ＬＰガス協会　東京都LP料金補助事業担当

■　実績報告の具体的な流れ

書類の提出は原則メールで提出をお願いします。（一部書類は郵送提出が必要）メール提出が困難な場合は、東京都ＬＰガス料金支援総合相談窓口にご相談ください。（p12参照）

①　メールで提出（販売事業者様⇒東京都）

「交付申請書兼実績報告書一式（交付申請書兼実績報告書、別紙一覧表、誓約書、返信用封筒フォーマット、領収書等貼付シート）」ファイルをメール提出

②　検針票提出依頼（東京都⇒販売事業者様）

提出頂いた資料により、無作為に抽出した対象分の検針票の提出を依頼

③　検針票提出（販売事業者様⇒東京都）

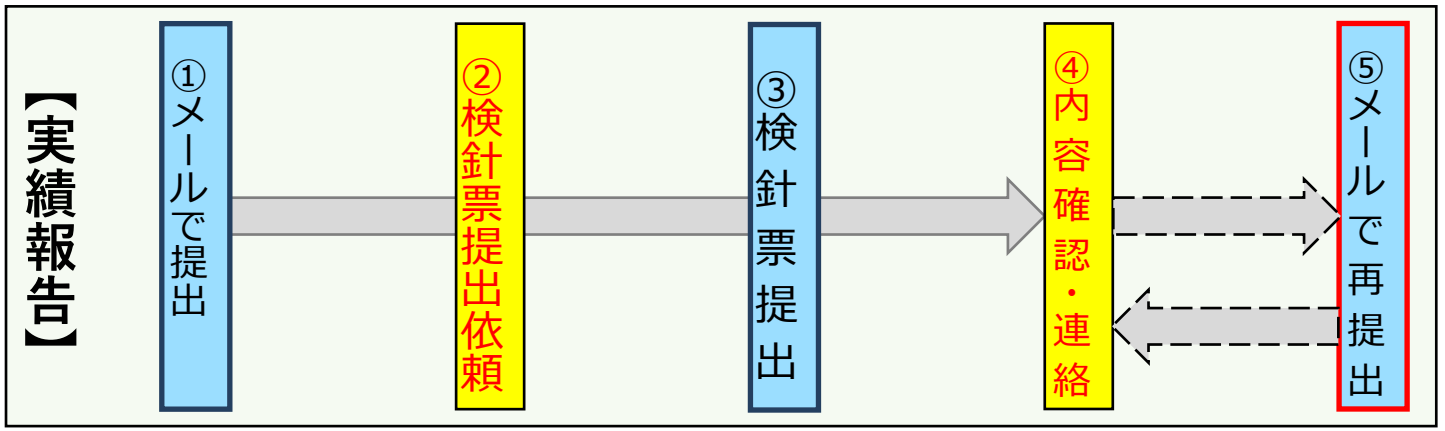
指定された対象分の検針票を、東京都宛てメール提出

④　内容確認・連絡（東京都⇒販売事業者様）

提出頂いた資料の内容を確認（問題がなければ申請内容を確定）
修正が必要な場合は再提出依頼（⑤へ）

⑤　メールで再提出（販売事業者様⇒東京都 ）

再提出頂いた資料の内容を確認



4　申請手続き⑤

書類の提出は、原則メールで提出をお願いいたします。（一部書類は、郵送提出が必要です。）
メールでの必要書類の提出が困難な場合は東京都ＬＰガス料金支援総合相談窓口にご相談ください。（p12参照）

書類提出方法		書類提出方法	注意点
＜交付申請 兼 実績報告＞			
交付申請書兼実績報告書（第２号様式）一式 ・報告書鑑 ・実績額整理表及び値引き実施世帯等一覧表 ・誓約書 ・返信用封筒フォーマット ・（システム改修等経費を計上する場合） 領収書等貼付シート※１		メール	ファイルは環境局ホームページからダウンロードすること。 （１つのファイルに一式がまとまっています。） ※１システム改修等経費の金額が確認できる書類（領収書等）の写しを貼り付けること。本事業に要する経費であることが明示されていること。領収書等を発行した事業者の社印を要する。税抜き金額が５万円以上の場合は領収書に収入印紙が貼られていること。
（事業初参加又は内容に変更がある場合のみ提出）	口座振替依頼書	郵送必須	様式は環境局ホームページからダウンロードすること。
	口座の通帳の写し等		金融機関名、口座番号、種別、カナ表記の箇所 （口座振替依頼書の記載内容の確認用）
	印鑑証明書（原本）		発行日から３か月以内のものに限る。
値引きの事実を確認できる検針票の写し等		メール	「値引き実施世帯等一覧表」を受領後に東京都が無作為に選んだ対象分を提出（最大10件程度） （受領後、対象分を電話等で連絡します。）

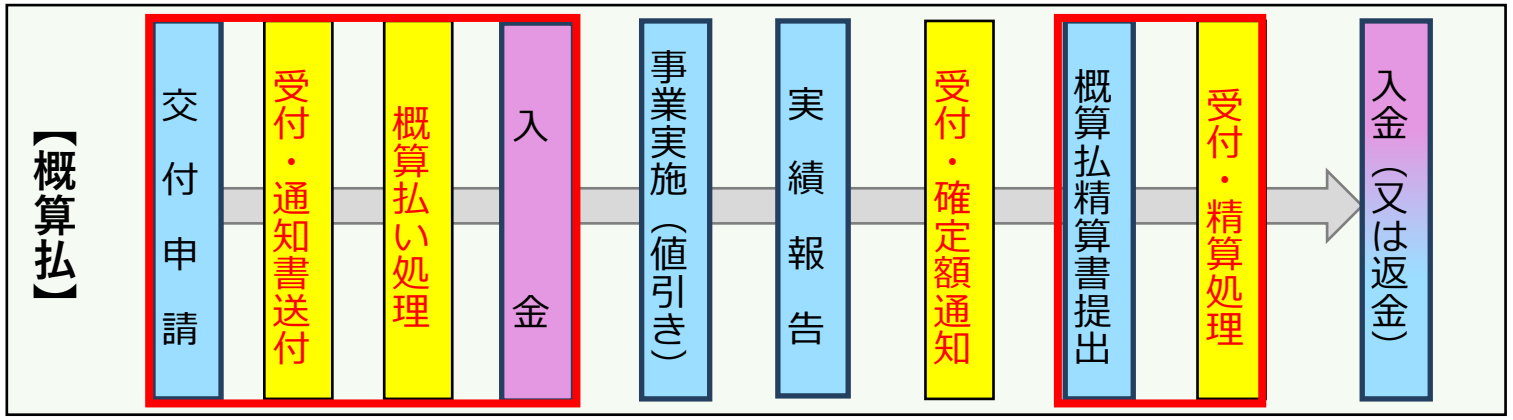
留意事項

・原則として、申請書類の到着に関するお問い合わせに、個別に回答することは出来かねます。到着の確認を希望される場合は、追跡可能な方法(メール受信確認設定など）をご利用ください。
・提出された申請書類については、原則、返却いたしませんので、補助対象事業者用として手元に控えを１部ご用意ください。
・受付期間を過ぎた後に到着した書類は、受理できませんのでご注意ください。
・上記期間に提出された交付申請等は、原則として、先着順に受理し、審査を行います。
・申請書類等は情報公開の対象となります。予めご承知おきください。
・申請にあたり、必要事項が適切に記載されていない、又は添付書類に漏れがある場合は、不交付決定になることがあります。
・申請書類に不備がある場合、補助対象事業者に修正を求めた日の翌日から起算して60日以内に交付申請者が当該不備の修正を行わないときは、その申請は撤回したものとみなされます。

■　概算払いを受けたい場合

販売事業者　東京都

実績報告前に、補助金の一部（値引き分の原資）の支払いを受けることが可能です。
この場合、「交付申請」及び「概算払精算書の提出(確定額通知受理後)」が必要となります。



※ 申請時期によっては、概算払いの入金が事業開始に間に合わない場合があります。

■　提出時期・提出先

手続き	提出時期	提出先
交付申請	事業開始前 まで ※ 間に合わない場合等はご相談ください	東京都
実績報告	事業完了後、30日以内 **※令和９年７月末までにはご提出ください**	東京都 （総合相談窓口）
補助金精算	確定額通知受理後、速やかに提出 ※ ２週間以内を目安	東京都

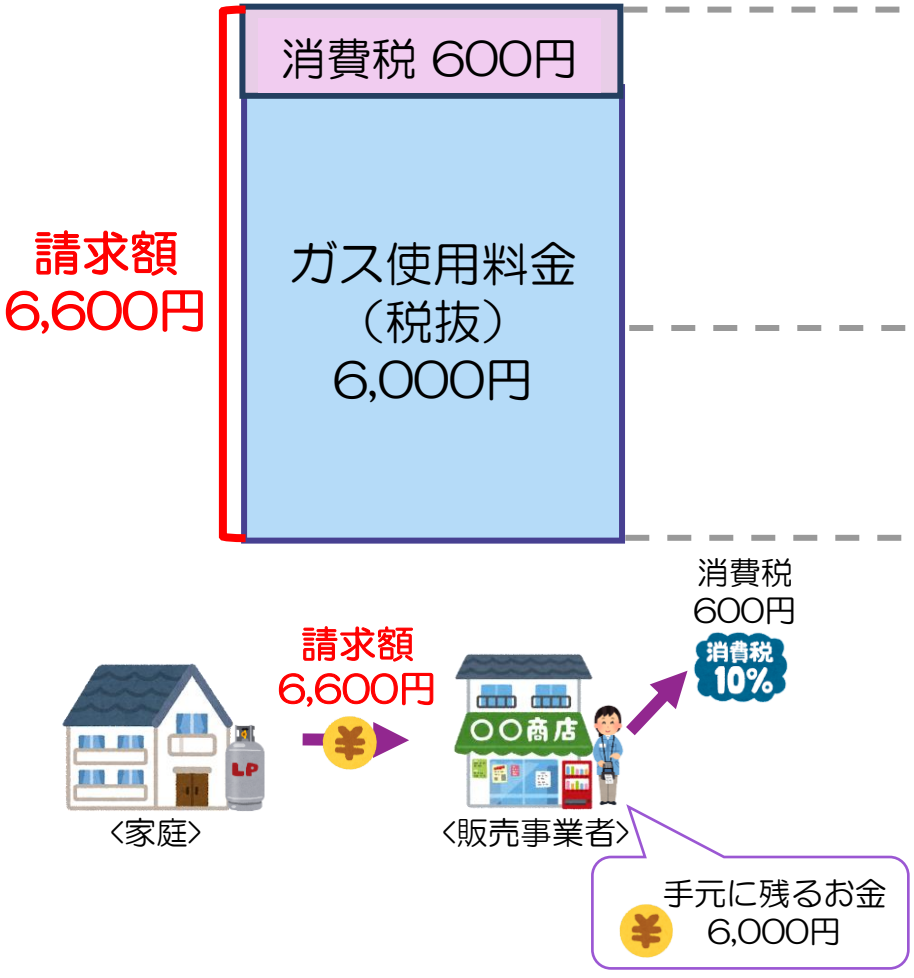
5　概算払い②

書類の提出は原則メールで提出をお願いします。（一部書類は、郵送で提出が必要です。）
メールでの必要書類の提出が困難な場合は東京都ＬＰガス料金支援総合相談窓口にご相談ください（p12参照）。

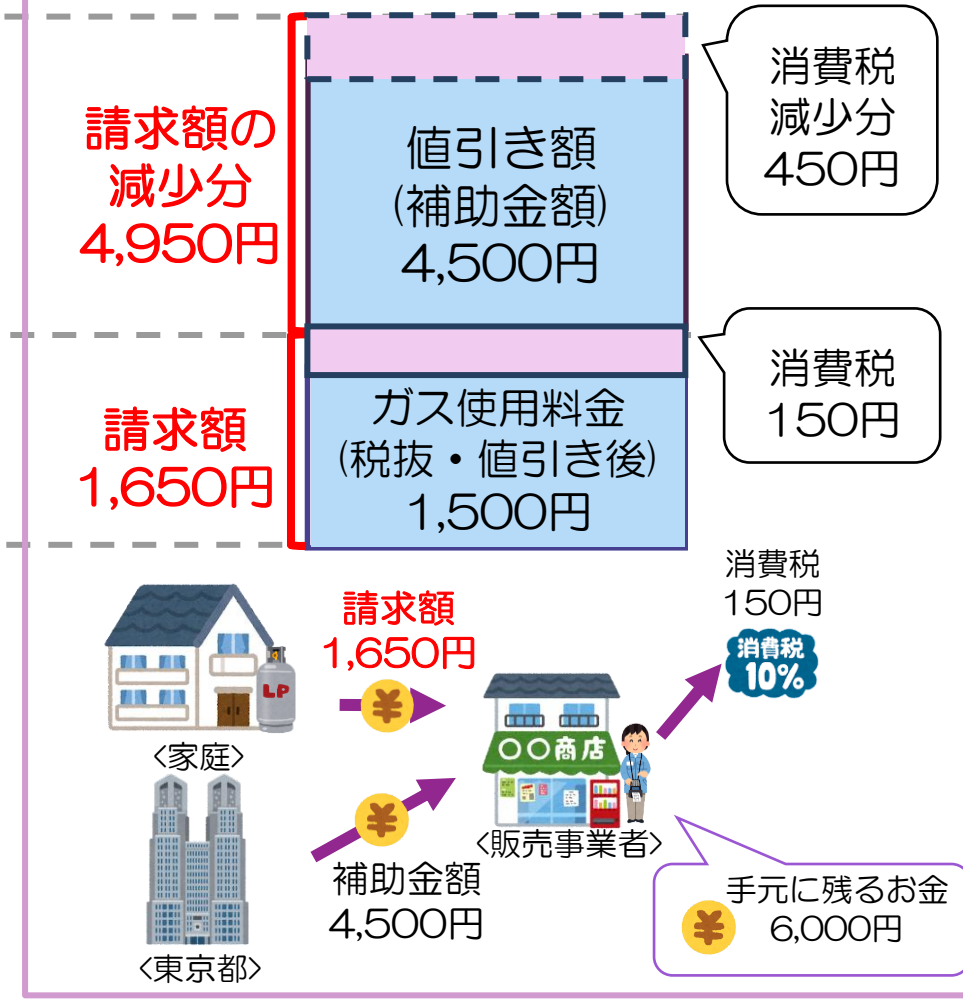
提出書類		書類提出方法	注意点
＜交付申請＞			
交付申請書（第１号様式）一式 ・申請書鑑 ・誓約書 ・返信用封筒フォーマット ・（システム改修等経費を計上する場合） 見積書等貼付シート※１		メール	ファイルは環境局ホームページからダウンロードすること （１つのファイルに一式がまとまっています。） ※１システム改修等経費の金額が確認できる書類（見積書等）の写しを貼り付けること。本事業に要する経費であることが明示されていること。見積書等を発行した事業者の社印を要する。
（事業初参加又は内容に変更がある場合のみ提出）	口座振替依頼書	郵送	様式は環境局ホームページからダウンロードすること
	口座の通帳の写し等		金融機関名、口座番号、種別、カナ表記の箇所 （口座振替依頼書の記載内容の確認用）
	印鑑証明書（原本）		発行日から３か月以内のものに限る。
＜実績報告＞			
実績報告書（第14号様式）一式 ・報告書鑑 ・実績額整理表及び値引き実施世帯等一覧表 ・返信用封筒フォーマット ・（システム改修等経費を計上する場合） 領収書等貼付シート※２		メール	ファイルは環境局ホームページからダウンロードすること （１つのファイルに一式がまとまっています。） ※２システム改修等経費の金額が確認できる書類（領収書等）の写しを貼り付けること。税抜き金額が５万円以上の場合は領収書に収入印紙が貼られていること。交付申請時の見積書と同等の記載内容であること。
値引きの事実を確認できる検針票の写し等		メール	「値引き実施世帯等一覧表」を受領後に東京都が無作為に選んだ対象分を提出（最大10件程度） （受領後、対象分を電話等で連絡します。）
＜補助金精算＞			
概算払精算書（第16号様式）		郵送	様式は環境局ホームページからダウンロードすること

6　消費税の取扱い（イメージ）

【値引き(補助)なし】



【値引き(補助)あり】



本事業による税抜4,500円の値引き

⇒　実際に各家庭等から支払われる額(請求額)は税込4,950円減額

問合せ先など

【お問合せ先・事務処理サポート】

東京都ＬＰガス料金支援総合相談窓口
（一般社団法人東京都ＬＰガス協会）
〒160-0022　東京都新宿区新宿1丁目36-4 丁子屋ビル4階
ＴＥＬ：03-3355-3040

受付時間：月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く。）
９時００分～１２時００分、１３時００分～１７時００分

【電子データ化が困難な場合】※主に小規模事業者が対象

○　東京都ＬＰガス料金支援総合相談窓口（東京都ＬＰガス協会）で電子化のサポートを実施します。
○　申請書類一式を次の住所に送付してください。
○　電子化後、総合相談窓口から東京都等に書類等を転送します。

〒160-0022　東京都新宿区新宿1丁目36-4 丁子屋ビル4階
一般社団法人東京都ＬＰガス協会　東京都LP料金補助事業担当

■　申請書類の様式等

都のホームページからダウンロードしてください。
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/safety/gas/lpgas/hojo07